

令和2年度 就学援助制度のお知らせ（追加申請分）

～保護者の皆さんへ～

美瑛町教育委員会

教育委員会では、生活にお困りの方のために、お子さんの学校生活に必要な費用を援助しています。**新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した方**に対しても対応しますので、受給を希望される方はご検討ください。

※なお、新小学校・中学校1年生の保護者で1月に申請された方、令和2年度就学援助の申請を3月までにされた方については、再度申請する必要はありません。

【就学援助を受けられる方の範囲】

新型コロナウイルス感染症の影響等のため経済的にお子さんの学習の費用にお困りの方で、生活保護法の規定による方法により算定した令和2年3月から4月分の収入額が、同法の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づいて計算した当該月分（2カ月分）の最低生活費の1.2倍未満の方。

具体例）※令和2年度基準額に基づく

1) アパートにお住まいの、父（20～40歳）、母（20～40歳）、子（6～11歳）、未就学児（3～5歳）のご家庭の場合…

厚生労働大臣が定める基準に基づいて計算した当該月分（2カ月）の最低生活費…396,596円
×1.2倍=475,915円

○上記の項目に該当し、令和2年3月から4月までの収入が475,915円未満の場合、認定される可能性が高くなります。

※ただし、上記に該当する場合でも、認定会議において、生活実態を考慮し認定・否認を判断しますので、上記金額未満であれば全て認定されるわけではありません。

※生活保護受給者の方で既に申請がお済みの方については、この申請は必要ありません。

【就学援助を受けられる費目】

- ・学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費
- ・クラブ活動費・PTA会費・生徒会費・卒業アルバム代等

【提出書類】

- ・就学援助費認定申請書
- ・月別収入申告書
- ・令和2年3月から4月までの収入がわかるもの（通帳や給与明細書等の写し）
- ・令和2年1月1日以降に美瑛町に転入された方は、令和元年中の収入が分かる書類（源泉徴収票など）

※就学援助を申請される方は、裏面の「就学援助（追加申請分）を希望される皆さんへ～申請の流れ～」を参照の上、手続き願います。

就学援助（追加申請分）を希望される皆さんへ

～申請の流れ～

就学援助（追加申請分）を希望される方は、『就学援助費認定申請書・同意書』、『月別収入申告書』及び『令和2年3月から4月までの収入がわかるもの（通帳や給与明細等の写し）』の提出が必要となります。また、申請にあたっては、各地区担当の民生児童委員の所見が必要となりますので、必ず民生委員と電話連絡等をして書類を提出してください。

1. 『就学援助費認定申請書』の記入方法について

申請書に必要な事項を記入、捺印し、地区担当民生児童委員と電話連絡等のうえ、提出してください。

① 申請児童生徒名欄

学年は新学年を記入してください。

② 家族の状況欄

申請者（保護者）分も必ず記入してください。特に職業・勤務先は審査のため必要になりますので、もれなく記入してください。学生の場合は学校名、学年を記入してください。

③ 該当項目欄

7に丸を付けてください。

④ 援助を受ける理由欄

世帯状況や、経済的理由など、申請する理由をできるだけ詳しく記入してください。

⑤ 民生児童委員所見欄

申請書に必要な事項を記入後、地区民生児童委員と連絡をとり、電話連絡等をした上で、家庭の状況（病気、事故、離婚等）や経済状況および就学援助を受けたい理由等を簡潔に説明し、民生児童委員に提出してください。

⑥ 提出

民生児童委員による所見記入後、『月別収入申告書』等、必要書類とあわせて教育委員会へ提出してください。

※地区によっては、申請者が多数になり民生児童委員との連絡時間の確保が難しくなることが予想されます。民生児童委員との早めの連絡等をお願いします。

※担当の民生児童委員が不明の場合は、下記担当までお問い合わせください。

2. 提出期限

申請書他必要書類については、令和2年6月10日(水)までに教育委員会に提出してください。

3. 審査および認定

申請された方の家庭状況を調査したのち、認定会議に諮ります。結果については6～7月を目処に通知します。

4. その他

・教育委員会への提出が困難な方につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

6. 問い合わせ

美瑛町教育委員会管理課学務係 Tel 92-4342